

# 新製品・新技術開発費助成

助成額 最大 **300万円**

申請期間 令和6年4月15日(月)  
～令和6年6月14日(金)

※午後5時必着

※ 対象経費の2/3以内で上限300万円となります。

※ 申請書の書面審査・面接審査等総合的な審査のうえで、助成企業および助成額を決定します。

※ 中小企業支援サイト (<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>) 内の募集要項に事業全体の流れや今後のスケジュール、審査、注意事項等の詳細を記載しております。

ご申請の際は、必ず募集要項をお読みください。

## 対象者

中小企業基本法に規定する中小製造業者または中小製造業者を中心とするグループで、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※みなし大企業は除く

- (1) 品川区で引き続き1年以上事業を営む計画があること
- (2) 法人事業税・法人住民税（個人の場合は個人事業税・住民税）を滞納していないこと。

## 対象事業

以下のような新製品・新技術開発事業のうち、令和6年4月から令和7年3月までに開発が完了するもの

- (1) 新製品の技術開発
- (2) 既成製品に改良を加えた製品の開発、試作
- (3) 機械器具または装置の高性能化、省力化および自動化のための技術
- (4) 生産・加工方法、システム・工法などの新技術開発
- (5) 新物質および新材料の開発利用技術
- (6) 業界内における共通の技術的問題点を解決するための研究開発
- (7) その他区長が必要と認める研究開発

※ 助成対象者が開発費等を負担しない受託開発、主な経費が設備購入で技術開発要素を含まれていない開発については、助成対象外となります。

## 対象経費

上記対象事業の新製品・新技術開発に直接かかる下記の経費のうち、支払期日が令和6年4月から令和7年3月までのもの

- (1) 原材料および副資材の購入費用
- (2) 機械装置の購入費用および借用費用
- (3) 工具器具の購入費用および借用費用
- (4) 外注加工費用
- (5) 研究開発の委託費用
- (6) 工業所有権の導入費用
- (7) 技術指導の受入れ費用
- (8) 直接的な人件費用
- (9) その他区長が適当と認める費用

※ (8)および(9)については、それぞれ(1)～(7)の経費総額の10%まで。

## 申請書類

「品川区中小企業支援サイト」内の、品川区電子申請サービスよりお申込みください。（オンライン申請）  
なお、オンライン申請の際には、事業者名・住所・助成対象経費および助成金申請額等の必要事項をご入力いただくほか、以下の書類をアップロードいただきます。

- (1) 新製品・新技術開発促進事業計画書（区指定様式）
- (2) 開発事業の資金計画等（区指定様式）
- (3) 申請事業の詳細資料  
（試作の場合は仕様書や図面等、技術開発の場合は目的、方法、効果を記した書類等）
- (4) 保有あるいは出願中の特許等知的財産権がある場合、その写し・抜粋等
- (5) 【法人】履歴事項全部証明書 【個人】開業届
- (6) 【法人】法人事業税納税証明書および法人住民税納税証明書  
【個人】個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業所用）
- (7) 【グループによる申請の場合】事業者構成表（区指定様式）
- (8) 誓約書
- (9) 【品川区に事業所を開設して1年未満の場合】宣誓書（区指定様式）
- (10) 【対象経費（8）を申請する場合】人件費単価証明書（区指定様式）および関連証明資料  
※区指定様式については、品川区中小企業支援サイトよりダウンロードの上、記入してください。

【お問い合わせ】 品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）

TEL 5498-6340 FAX 5498-6338